令和３年５月６日

マンションのこと　みんなでなんでも話し合ってみよう

連続座談会ニュース　増　刊　号

板橋マンション管理組合ネットワーク

３度目の緊急事態宣言発令で５月６日の座談会も中止となります。

さて、会員のみなさまがお持ちの「記念冊子」には目を通していただけましたか？
マンションの基礎知識が満載ですのでぜひ読んでくださいね。

以下にその記念冊子の記事中からマンションの基礎の基礎といえる問題を作成してみました。
さぁ、何問できるでしょうか？

いまさら聞けないマンション基礎知識

Q1　規約の改正には区分所有者と議決権の
①　1/2　　②　2/3　　③　3/4　（いづれかに〇）　以上の賛成が必要である。

Q2　ベランダ、バルコニーは
①　専有部分　　②　共用部分（どちらかに〇）　であるが、特定の区分所有者のみが使用することができる。この権利を「　　」権　という。

Q3　修繕積立金の適正な額としておおよその目安は？
国交省の「修繕積立金に関するガイドライン」によれば、「　　」円/㎡となっている。

Q4　管理委託契約書を締結するときに必要な『重要事項の説明』をするフロントマンには
①　マンション管理士　　②管理業務主任者（どちらかに〇）　の資格が必要とされている。

成島